

第13回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成31年4月5日（金）13:30～14:10

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、原英史（座長）、森下竜一（座長代理）、飯田泰之、
八代尚宏

（政府）中村内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長
長瀬参事官

（ヒアリング）

金融庁企画市場局信用制度参事官 岡田 大

福岡銀行取締役常務執行役員 五島 久

福岡銀行総合企画部協会担当部長 山中満夫

全国地方銀行協会企画調査部長 新村佳代子

公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課長 深町正徳

4. 議題：

（開会）

議題：地方創生のための銀行の出資規制見直し

（閉会）

5. 議事概要：

○長瀬参事官 それでは、定刻になりましたので、よろしくお願ひいたします。

これから「規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御出席、まことにありがとうございます。

本日は、角川専門委員、村上専門委員が御欠席でございます。

進行のほうは、原座長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○原座長 ありがとうございます。

本日の議題は「地方創生のための銀行の出資規制見直し」です。

本年2月、一般社団法人全国地方銀行協会様から御要望をいただいております。

初めに、本件の御要望をいただいている地銀協様から御要望についての御説明をお願いし、その後、金融庁さん、公正取引委員会さんから、地銀協さんからの御説明を踏まえて、要望についての受けとめをお伺ひしたいと思います。

本日は五島様ほか、皆様にお越しをいただいております。お忙しい中をまことにありがとうございます。

では、まず、地方銀行協会様からお願いいたします。

○福岡銀行（五島取締役常務執行役員） 全国地方銀行協会の会長行を務めさせていただいております、福岡銀行の五島と申します。

本日は、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。

早速、私ども地方銀行協会から行いました、いわゆる5%ルールの緩和に関する要望内容について御説明をさせていただきます。

まず、A4のとじた資料ですが、1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

内容を御説明させていただく前に、私ども地方銀行の役割と使命につきまして、まず、簡単にお話をさせていただきます。

私ども地方銀行は、御承知のとおりですが、地域経済を支える金融インフラとして古くから、そして、今後とも地域とともにあるということを自負しております。

資料に記載しておりますように、具体的には、地方自治体との連携も含めまして、個人のお客様、法人のお客様、それから地域全体のお客様とのつながりを深めながら、金融仲介機能を発揮し、地域経済の成長に貢献していくということが使命でありまして、その循環の中で、私たち地方銀行自身も成長していくという、いわゆる地域との共通価値の創造を、これまでもやってきましたし、今後とも進めていきます。

次の2ページをごらんください。

こちらにつきましては、全国にあります144万社の企業が、こういった金融機関をメインにしているかというのを示しています。

まず、左の円グラフの赤枠で囲っているところですが、こちらは、信用金庫・信用組合を含めまして、地域の金融機関が全体の約8割を占めております。

右側、地域別のメインバンクですけれども、特に大都市圏以外の地方エリアで、多くの企業のメインバンクを務めていることが、こちらでおわかりいただけると思います。

私ども地方銀行は、こうした地域企業の起業・創業から新事業の展開、そして、事業承継やM&Aといった企業のライフサイクルをしっかりと支えていくことで、地域経済にとって非常に重要であると考えております。

次に3ページをごらんください。

御承知のとおり、我が国は本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎えています。人口は、東京に一極集中する傾向が続いていますけれども、東京圏への転入は、若年層が中心でありまして、地方の生産年齢人口の減少が顕著という状況です。

さらには、地域では高齢化の進展につれまして、後継者難、求人難、人件費の高騰といった、いわゆる人手不足による企業の倒産、廃業も増加しておりまして、地域経済を、これまで牽引してきました中小企業において、こういった大きな問題が生じてきております。

また、地域雇用の6割から7割を占めておりますサービス産業を中心としまして、地域企業の生産性はまだまだ低くて、今後の人口減少を踏まえますと、その生産性の向上は喫緊の課題だと言えます。

こうした社会構造の変化を背景にしまして、中小企業経営者から地方銀行に寄せられる相談は、左下に記載しておりますけれども、従来からの資金調達、財務内容の改善あるいは販路開拓に加えまして、最近では、経営改善支援あるいは事業承継、生産性向上などが増加しています。

このページの右側をごらんいただきますと、地方銀行には、地域企業のビジネスパートナーとしまして、地域の課題を共有して、その解決を支援することが期待されています。

これまで地方銀行は、金融仲介、信用創造、決済という、いわゆる金融機能を地域に提供してきましたが、その観点からも、今後は従来以上に、企業のライフステージに応じた課題解決を積極的に支えること。

つまり、地域の中小企業が抱える経営改善や事業承継、生産性向上といったさまざまな課題に対して、金融サービスや金融コンサルティング機能を適切かつ十分に提供して、その課題解決に向けてより一層の努力をしなければならないと考えています。

4ページをごらんください。

こうした中、銀行には、この資料の右側にありますように、財務・経営の健全性を念頭に置いた他業禁止あるいは銀行への過度な事業集中を防止して、公正かつ自由な競争を促進する趣旨、背景から銀行法並びに独占禁止法におきまして、他社の議決権の保有の制限、いわゆる5%ルールがございます。

次の5ページ目をごらんください。

先ほど、お話しいたしました地域経済の活性化に向けた事業再生、地域経済活性化あるいは事業承継といった案件におきましては、融資以外にもしばしば株式の保有を期待されるケースがあります。

しかしながら、現状、この5%ルールの制限がありますので、資本支援による関与というのは、どうしても限定的にならざるを得ないのが実情です。

地域経済が低迷する状況におきましては、個々の企業一社一社の再生はもちろんですが、地域における企業を面的に捉えて再生したり、あるいは活性化していくことが重要となってきますけれども、地域では、どうしても資本金の出し手というのは不足しているのが現状です。

こうした地域経済の持続的成長のためにも、このような状況を踏まえまして、今回、5%ルールの一部緩和に関する要望を提出させていただいたものです。

6ページをごらんください。

こちらが、今回提出させていただいた要望の内容です。現在、一定のケースにおきましては、銀行が5%を超える議決権を保有できるように、例外規定が認められております。

この表の左側には、現在の例外規定の内容、そして、右側には、今回の要望内容を記載

しております。

それから、表の上段は銀行本体、そして、下段は銀行が100%出資した投資専門子会社を通じて行うことができるものについて記載しているところです。

この記載内容の右側に、青い色の文字で書いておりますのが、今回の要望内容です。

現在、銀行に課せられている規制の趣旨を踏まえながらも、地域の現状を考慮しまして、まず、①としまして事業再生、②地域活性化事業、③事業承継の3つのケースにおける議決権保有制限の緩和について要望しております。

それぞれについて御説明します。

まず、1つ目、①の事業再生会社に関するものです。

現在は、左側に記載しておりますように、事業再生会社に対しましては、例外規定としまして、裁判所が関与するもの、あるいはADRの案件に限り、5%を超える議決権を保有できるようとなっておりますが、7ページの①に記載しましたように、地域では、それ以外の第三者が関与する案件も多くございますし、現行、認められております5年間では、再生計画が完了しないケースも少なくありません。

こうした実情を踏まえまして、ページを戻っていただきまして6ページの右側ですけれども、裁判所の関与する案件ではなくても、例えば、中小企業再生支援協議会や外部のコンサル企業、公認会計士や税理士、弁護士等の専門家がかかわる私的再生の案件など、銀号以外の第三者が関与して一定の条件を満たす案件につきましては、10年間まで株式を保有できるように例外措置の拡充をお願いするものです。

なお、こうした取り組みにつきましては、現在でも、投資専門子会社を通じて対応することが可能ということになっておりますけれども、事業再生の支援チームなど、銀行本体で専門部隊を抱えており、銀行が、こういった案件について直接関与するほうが取り組みの実効性や、あるいは再生の蓋然性が高まるものと考えております。

また、取引先からも長きにわたって取引関係にある銀行に直接一元的に対応してほしいというような声があるのも、少なからずございます。

銀行本体での対応を要望させていただいております。

2つ目は、②の地域活性化事業に関するものです。

6ページの左側下段の太字のところですが、現在は、REVICが関与する案件に限り、5%を超えて保有できるように認められています。

地域におきましては、このREVIC以外にも地域経済活性化に資する事業を行っておりますので、より幅広く保有できるように例外措置の拡充をお願いいたします。

具体的には、地域の活性化に向けて、複数の地元企業やコンサルティング会社、スポンサー企業あるいはほかの金融機関といった銀行以外の第三者が関与している案件を想定しています。

例えば、地域におきまして、温泉街などの観光産業あるいは地場産業の活性化のために複数の同じ業種の企業について仕入れの共同化などの機能を集約したり、業界再編を行っ

ていったりと、そのための会社を設立して、地域の面的な再生に取り組んでいくことなどが考えられます。

最後、3つ目は、③の事業承継に関してということです。

こちらも御承知とは思いますが、中小企業の経営者は、2025年までに245万人が70歳を超えまして、そのうち約半数の127万人の後継者が未定とされております。

先ほど、申し上げましたとおり、地方における事業承継対策は喫緊の課題となっております。

7ページの下段、③に記載をしておりますけれども、お取引先からは、地方銀行に対しまして、円滑な事業承継を行うために、親族間などに相続で分散している株式の一旦の集約や、後継者が育つまでの間の安定株主として一時的な保有をしてほしいというような要望も寄せられているところです。

自社の株式を外部企業が一時的にも保有するというセンシティブな取り組みにつきまして、取引歴の浅い外部企業、ファンド等に任せることに不安を感じていらっしゃる経営者も少なくありません。

長年にわたる取引を通じて信頼関係を築いてきた地方銀行であれば、安心して任せられると考えていただき、このような御要望をいただいたものと考えています。

6ページにお戻りいただきまして、現在のところ、事業承継に関しての例外規定はございませんが、これまで以上に、こうしたニーズに応じて、地域企業をサポートできるように、投資専門子会社を通じて、5年以上の期間、このような一定の前提の中で100%まで保有できるように、例外措置の新設をお願いするものです。

ここまで御説明申し上げましたが、冒頭、お話ししましたとおり、やはり、地方銀行は、地域経済と共生関係にありまして、地域経済の持続的な成長にコミットすることが我々の存在意義であると考えています。

今回の規制緩和によりまして、地域産業を支える中小企業のビジネスパートナーとして、これまで以上にさらなる関係強化と継続的な支援をやらせていただいて、ひいては地域の課題解決、最終的には、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

私からの説明は、以上です。

ありがとうございました。

○原座長 ありがとうございました。よろしゅうございますか。

そうしましたら、次に、金融庁さんと公正取引委員会さんから順次コメントをいただいて、その後で質疑をさせていただきたいと思います。

○金融庁（岡田参事官） 金融庁でございます。

今、御説明のあった地銀協の規制緩和要望についての受けとめということで申し上げます。

もともと5%ルールを初めとする銀行法のさまざまな規制は、言うまでもなく、銀行というものがもともと預かっているお金というのは、預金という毀損しないで返さなければい

けないという特殊なお金を預かって、それを融資ないし一部出資もありますが、そういう形で出しているという観点で、健全性確保の観点で、さまざまかなり厳しい規制が銀行法の体系の中で置かれているということで、この5%ルールもその中でルールの重要なパーツだということでございます。

他方で、銀行も、これまでもさまざま要請があつて、5%ルールについても、あくまで例外ということではあるのですが、地銀協さんの資料の6ページで言うと、左側のような形で事業再生、事業活性化等についても一定程度の枠で例外というのを設けてきたところでございます。

他方で、先ほどの説明にありましたが、我が国の地域の経済の状況は非常に厳しくて、そうした中で、事業再生のニーズ、それから、地域経済全体の活性化に向けたさまざまな面的な取組みとか、そういうものの必要性、それから、とりわけ事業主の方の高齢化とか死亡といったことを起因として、事業再生が必要になるような状況ということだと思ふのですけれども、事業承継のまさに必要な会社あるいは現時点では、まだ、大丈夫ですけれども、近々にそうなる会社というのが大変な数に上がっているということです。

そういった中で、地銀というプレイヤーが地域の中で、さまざまな、主に企業からだと思ふのですけれども、期待というか、こういうことをやってほしいという要望が強くて、なおかつ、それをきちんとした形でやれば、恐らく地域の経済にもいい影響を与えますし、あと、事業再生とか事業承継といった課題にも応えることになるのではないかとこの説得力があるところだと思います。

そうした観点で、今回の提案を拝見しましたところ、私どもの感じとしましては、まさに原則として預金者保護ということがあつて、健全性確保というのが、銀行にとって非常に重要というのは踏まえつつも、他方で、そういう現場でのニーズというのを見て、そうした中で、バランスをとったというか、ある意味、野放図にならないような形でのやり方というのを、よく練られた形での御提案をいただいたと受けとめております。

もう少し具体的に敷衍いたしますと、例えば、冒頭の事業再生の話につきましても、従前は非常に本体での事業再生は保守的に、原則、裁判所が関与する形のものしかだめだということをやっていたのですが、今回は、裁判所が関与しないと、その要件を外してほしいということであるのですけれども、他方で、銀行だけで決めないと、第三者が何らかの形で関与をするとか、あるいは銀行等の出資等の支援を含む事業再生計画の策定ということで、その事業再生計画がうまくいかなければ出資が毀損するという中でやるということですから、こうしたことを要件として検討することで一定程度そこで野放図にならないような仕掛けというのは考えることはできるのではないかと思います。

また、下のほうで、REVIC関与案件以外というもの、では、REVICが関与しなければ何でもいいのかということでも、多分ないと思いますので、御提案をいただいているのは、複数の地元企業が参画とか、銀行以外の第三者が関与するというようなことで、何らかの意味で、何か銀行だけの思いつきでやるとか、銀行だけで強引に何かをするというようなこ

とにはブレーキがかかるようなことをお考えになっているのだと思いますので、そういったことを具体的にどう制度化するかというのを考えていきたいと思っています。

最後の事業承継会社も、何よりも、これは一度持って、ずっと持ちっぱなしということではなくて、御要望では5年以上ということですが、いずれにしても、何らかの形で時間的なタイムホライズンというのは切らせていただくということは必要かと思っていますけれども、そのあたりも、今後よく検討した上で、それで事業承継みたいなものがきちんと進むと、支援がなされるというようなことになっていけばいいと思っています。

今、細々と申し上げましたが、全体として3項目の提案それぞれについて、何らかの形で、できるだけ時間をかけずにバランスのいい形での規制緩和というものを検討していきたいと思っています。

○公取委（深町課長） 公正取引委員会企業結合課長の深町と申します。

まず、独禁法の5%ルールでございますけれども、地銀協さんの資料の4ページでございますとおり、趣旨としましては、銀行への過度な事業集中の防止、さらには、公正かつ自由な競争の促進と、こういう観点から5%ルールというものを設けております。

この独禁法の5%ルールでございますけれども、その対象が、銀行本体が他社の議決権を保有する場合というものに適用されるものでございまして、銀行の子会社が他社の議決権を保有する場合には、適用されないということになっております。

したがって、今回、地銀協さんからは3つ御要望をいただいておりますけれども、そのうち6ページの②、③、こちらは投資専門子会社を通じた取得の要望でございますので、この②、③については、独禁法の5%ルールの適用は受けないということになります。

他方、御要望の①でございますけれども、こちらは、銀行本体で保有をしたいということでございまして、独禁法の5%ルールの適用を受けるということになります。

この①の事業再生会社でございますけれども、資料の6ページ、左側にありますとおり、現状、一定の例外が認められているということでございまして、その例外を、今回、緩和してほしいという御趣旨と承っております。

この検討に当たりましては、具体的にどういったニーズがあるのかとか、また、裁判所以外の第三者が関与するというところでございますけれども、具体的にどういうことをお考えになっているのかということを確認の上、検討していくということになるかと思っておりますけれども、ただ、一般論として申し上げれば、現状、事業再生会社につきましては、一定の範囲で例外が認められているということでございまして、今回、御要望にあるような形で、銀行本体が10年とか、裁判所を関与しない案件でも、その議決権を保有する必要があるのだと、必要性が高いのだということであれば、現行の例外規定と同様に扱っても問題はないと整理できるのではないかと考えておりますが、いずれにしましても、今後、その御要望の内容を十分に吟味した上で判断していきたいと考えております。

○原座長 ありがとうございます。

質疑に入る前に、簡単な確認だけさせていただきたいのです。

まず、地銀協さんからの資料の4ページで、銀行法と独占禁止法の規定をお示しいただいております。

それで、銀行本体については、銀行法と独占禁止法両方がかかり、子会社については銀行法がかかるということだと理解しておりますが、銀行本体についての例外規定というのは、基本的には一緒になると考えていいのでしょうか。

○金融庁（岡田参事官） どちらがどちらに合わせるかというのがありますが、基本的には、これまで平仄が合っているということで、もし、違っていたら公取委から御発言頂ければ。

○公取委（深町課長） 銀行法の例外と、独禁法の例外は、基本的に平仄は合っていると認識しております。

○原座長 それから、今、金融庁さんと公正取引委員会さんから、それぞれいただいた御要望の内容について、もう少し確認が必要とのコメントがございましたが、私たち委員の側からも、また、追加的に質問があるかもしれませんけれども、今の時点で、何か補足をいただくことはございますか。

○福岡銀行（五島取締役常務執行役員） かなりの部分は、説明の中でお話しさせていただいておりますので、御質問をいただければと思います。

○原座長 わかりました。

では、御質問は、いかがでしょうか。

では、お願いします。

○八代委員 この問題については、金融庁と公取からそれぞれ規制がかかっているのですが、私の理解が正しければ、規制の目的は逆ではないか、つまり、金融庁の規制というのは、こういう5%ルールを超すことによって、銀行の健全性が損なわれると困るから規制する。他方で、公取は逆であって、銀行が強くなり過ぎて、まさに独占的なことになることを防いでいる。規制の目的が逆なのに、例外は同じだというのが、やや理解できなかった。

地方銀行がもっと地域経済に対して積極的に関与すべきであるという趣旨は分かりますが、それによって、例えば、現行の資産の健全性が失われてしまうという懸念はないのでしょうか。

その点について、金融庁のほうにお聞きしたいと思います。

○金融庁（岡田参事官） ありがとうございます。

今の御指摘は、もともと確かに金融庁のほうのルール、冒頭申し上げましたけれども、健全性の観点から歯どめをかけているということでございます。

他方で、今、地域で起きていることをいろいろ見聞しますに、やはり、個々の企業について、要は懸念があるから貸さない、出資しないというものもあるのですけれども、他方で、結局のところ、釈迦に説法なのであれなのですけれども、企業自身が元気ないし地域経済全体が元気でないと、いずれにしても、幾ら貸し先を絞って、出資先を絞ってやっていっ

ても、結局、とどのつまりはどんどんパイが小さくなると、地域銀行自体の健全性というのもだんだん危険水域に入っていくと。

現在、地銀について金融庁全体としては、懸念を持って、注意深くモニタリングしているのですが、そのときの課題というのは、かつての金融危機のときのように、要は、融資とかが、ある意味野放図で、貸すべきではないところに貸し過ぎてしまって、不良債権化というよりは、地域経済全体が沈んでいく中で、実体経済のミラーである金融を担っている地域金融機関も、だんだんゆっくりと沈んでいっているという意味での健全性の危惧というのを強く持っていて、そういう意味では、一定程度制御された形で、出資のところについても踏み込んで、事業再生とか事業承継というものが進み、また、地域が活性化する取り組みというのが進むのであれば、全体としては、企業ないし地域経済全体というのが活性化すると、ある意味、ここを従前、締め過ぎていたことにもひょっとしたらあるのではないかというようなことも、今、私ども行政をやっているところでありまして、もちろん、一個一個について野放図な融資をしてはいけないとか、出資をしてはいけないというのはあるのですが、そちらは検査とか監督で引き続ききちんと見ていくとして、入り口のところの規制のところを絞り過ぎて、地域経済全体が活性化したり、事業再生をお助けするみたいな機能というのが十分ではなかったとすると、それ自体は、むしろ地銀自身の健全性にも最終的には響いてくるのではないかというような問題意識で、こういう問題も検討していきたいと思っておるところでございます。

○原座長 では、どうぞ。

○森下座長代理 今、お話を聞くと非常に前向きなお返事だなと思って、いいかと思うのですが、私は地元が岡山なもので、やはり、地方の疲弊の問題というのは非常に感じますし、正直、東京のIPO志向のスタートアップのベンチャー企業ですら、3年や5年でなかなかIPO市場に出られないのに、事業承継をして、いろいろなしがらみを抱えている中でやっているところが、そんな短い期間で再生できるかと、それは難しいのは、ある意味当たり前だと思うのです。

だけれども、そういう企業というのは、地元で足をちゃんと張っていて、非常に重要な会社がいっぱいある中で、やはり、こういう地銀さんが中心となって、それを支えてもらって再生してもらおうというのは、非常に重要だと思うのです。

なかなかそれができなくて、5%ルールに引っかかってうまくいかなかったというケースを聞いたりしますので、ぜひ、ここは地域経済を支えるという観点でも、今、言われているように前向きに検討してもらおうというのは非常にありがたいと思います。

REVICさんの案件も聞いていますと、非常に数が少ないですし、基本的には地域の企業の方が、やはり、その企業を支える中でやっていくほうがスキームとしてはきれいだと思うのです。

そういう意味でも、今回の御提案というのは非常にリーズナブルだし、ぜひ、思い切って金融庁さんには、地銀協さんの御要件、聞いてあげるといった話だったので安心していま

すけれども、ぜひ、お願いしたいと思います。

○原座長 どうぞ。

○飯田委員 では、少し確認がてらといいますか、もう一度詳しくの御説明になるかと思うのですが、現行の規制ルールにおいても、いわゆる投資子会社を経由して、例えば、議決権の5%ルールというのを回避する方法というのは可能になっております。

その一方で、銀行本体直接での規制緩和を求める意味、つまりは、意義について少し追加で御説明願えればと、これは地銀協様か、福岡銀行様。

○福岡銀行(五島取締役常務執行役員) 確かに、投資専門子会社を通じてやればできるものも相応にあると思いますが、やはり、今の議論でもございましたように、やはり、銀行が直接関与させていただく、銀行がビジネスパートナーとして、お客様とリスクをシェアすると、こういったところは、銀行の心意気といいますか、銀行の本当に考えているところがストレートにお伝えすることができると思いますし、地域の中で、それをある程度公にすることによって、銀行が、この地域と一緒に成長していかなければならないというメッセージとしても伝えることができる。

あと、具体的には、やはり、銀行の中に直接、銀行によって言い方はそれぞれありますが、ソリューション営業とか、あるいは事業再生チームとか、専門的なチーム、部隊が非常に育ってきております。

そういったところを、一旦投資専門子会社に落としてやるよりも、銀行本体でストレートに直接やらせていただいたほうが、より実効性の高いものができると考えています。

○飯田委員 ありがとうございます。

○原座長 よろしいですか、では、議長、お願いします。

○大田議長 ありがとうございます。

前向きのお答えをいただいたのですが、金融庁さんが、「できるだけ時間をかけずに検討したい」と言ってくださったのは、具体的には、いつごろまでにお答えを出していただけるということでしょうか。

○金融庁(岡田参事官) これからの検討でありますので、いつというのはあれなのですが、他方で、今、これを拝見しています限りにおいては、うまく工夫すれば、法律改正をしないで、何とか政令か省令で、これはできるのではないかという感触を持っていますので、したがって、この規制改革会議のほうで、恐らくどこかで答申をいただけたと思いますので、その後、可及的速やかにというように思っております。

○大田議長 私どもの答申の前ということですね、ありがとうございます。

○金融庁(岡田参事官) 答申で、どういうことが出るのかというのを見て、その後、できるだけ、もちろん検討は進めますけれども。

○大田議長 今、御要望が出されましたので、それにお答えをいただき、その後に答申ができるのですが、御検討の結果を答申の前にいただけるのかどうか。

○金融庁(岡田参事官) ちょっと検討をできるだけ急ぎます。

○大田議長 公取さんからは、どういうニーズがあるか、どういうことを考えているか、要望の内容を確認したいということでした。ニーズやその背後にある考え方は御説明をいただいたわけですが、改めてニーズ調査をなさるといっておつもりでしょうか。

○公取委(深町課長) 今回、御要望をいただいて、地銀協さんと、まだ接触をしておりませんでしたので、具体的にどの銀行にどういうニーズがあるのかというのはわからなかったもので、地銀協さんに、その辺を確認させていただきたいという趣旨でございます。

○大田議長 そのスケジュール感は、どんな感じでしょうか。

○公取委(深町課長) 我々も今回御要望をいただいた内容を見まして、恐らくガイドラインというか、考え方のところを改正することで対応可能かと考えておりまして、ですので、それほど時間はかからないかと思っております。

金融庁さんとも、恐らく歩調を合わせながら検討をしていくということになるろうかと思えます。

○大田議長 よろしくをお願いします。

○原座長 早急に検討を進めていただけるということですので、私たちの答申までに方向性について一定程度のお答えをいただき、答申を出し、また、そこから先も恐らく政省令やガイドラインのレベルで、そんなに時間はかからずに、規制の改革が進められるということだと理解をいたしました。

それで、今後の検討の中身ということにはなるのだと思いますが、先ほど御指摘のあった点を何点か確認させていただきますと、御要望をいただいている3つの項目のうちの、事業再生会社に関して、銀行など以外の第三者が関与といったときに、具体的に第三者といっても誰でもいいということでもないのだろうと思いますが、そこは、どういった範囲でお考えになるのかというのが1つ目。

それから、まとめて伺ってしまいますが、2つ目の地域活性化事業会社に関しては、同様に複数の地元企業の参画、また、銀行など以外の第三者といったときに、具体的にどういった範囲になるのかということについて、もし、お考えがあればお聞かせいただければと。

3点目、事業承継会社でございますが、これは、先ほど金融庁さんからでしたか、むしろ上限の議論も必要なのではないかという御指摘もございました。

御要望の中身も一旦、一時的に受け手としてということだと理解をいたしました。5年以上なのか、あるいは、むしろ上限を課すということなのか、その考え方をもう一度教えていただければと思います。

○福岡銀行(五島取締役常務執行役員) それでは、事業再生会社の第三者の関与というところで申し上げますと、先ほども少し申し上げましたが、中小企業再生支援協議会が関与する案件もかなりあります。

それから、いろんなコンサル企業が入ってやっている案件もあります。あるいは、地元の会計士、弁護士、税理士さんたちが中に入ってやっていらっしゃる案件もあります。

ちょっと、この場で特定して、これとこれというのは難しいのですが、このようなところまで広げていただくというのが、我々の希望です。

それから、地域活性化事業につきましては、少し色合いが違うのですけれども、例えば、温泉街であったら、その温泉街にある旅館の方々が、皆さんで1つの会社をつくるので、そこに我々も一緒になって入らせていただくとか、それぞれが、それぞれにやると非常に効率も悪いので、それを共同で運営する会社をつくりましょうというのが、もしあれば、そういったところに一緒に入らせていただくような、どちらかという、複数の地元企業が、その地域のために銀行も一緒になって、地域のための1つの共同運営会社のようなものをつくった場合というのを、イメージとしては持っております。

最後の事業承継5年以上という書き方につきましては、一般的にファンドが、そういう事業承継をやるケースがありますが、ここは、どうしても期間が短い、あるいは一定の出口で利潤も追求しなければならないというところで、短期間でやれるものはファンドでやってもいいと思うのですが、銀行がやるとすると、場合によっては少し時間をかけて、例えば、後継者がまだお若いので、一旦ガバナンスをきちんともう一回作り直して、その上でということになると、もしかしたら5年を超えて必要になるケースも出てくるかと思えます。

実際に、そういうケースも、我々としては手元で見えていますので、そういう意味では、5年以内というよりは、やはり、5年を超えて、どうしても時間を切るべきだということであれば10年以内とか、そのような形で、少し長目のスタンスでやらせていただければと考えています。

○原座長 わかりました。

今の御説明で、金融庁さん、公正取引委員会さんから、もし、何かコメントがございましたら、どうぞ。

○金融庁（岡田参事官） 事業承継会社のところは、したがって、何年にするかというのは、さらに議論が必要ですが、何らかの意味で、どこか何年以内というのは、期間的な上限というのは必要かと思っております。

○原座長 あと、よろしゅうございましょうか。

事務局から何か、あと、委員の皆様から、もし、追加的に何かございましたら。

○長瀬参事官 御議論いただいた内容のことは、ありがとうございます。よろしゅうございます。

○原座長 よろしいですか。

○長瀬参事官 はい。

○原座長 それでは、大変ありがとうございました。引き続き検討をよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○長瀬参事官 次回の日程は、また、御連絡を申し上げようと思っておりますので、よろしくお

願いたします。